

大阪市西淀川区役所  
広告付き案内地図設置事業者  
公募要項

令和2年3月  
大阪市西淀川区役所

## 大阪市西淀川区役所広告付き案内地図設置事業者公募要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり公募します。

### 1. 施設の概要

#### (1) 名称

大阪市西淀川区役所

#### (2) 住所

大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号

#### (3) 利用時間

※利用時間については、標準的なものであり、変更する場合があります

##### 【区役所】

- ・月曜日～木曜日、第4日曜日 午前9時00分～午後5時30分  
(第4日曜日は一部の担当のみ)
- ・金曜日 午前9時00分～午後7時00分 (午後5時30分～午後7時00分は一部の担当のみ)
- ・その他、臨時開庁日 (年度末・年度始めの日曜日で大阪市が定める日等)
- ・土曜日、上記以外の日曜日、祝日、年末年始 (12月29日～1月3日) は閉庁

##### 【図書館】

- ・火曜日～金曜日 (第3木曜日を除く) 午前10時00分～午後7時00分
- ・土曜日、日曜日、祝日、7月21日～8月31日の間の月曜日 午前10時00分～午後5時00分
- ・月曜日、第3木曜日は閉館  
(国民の祝日と休日にあたる場合、および7月21日～8月31日の間の月曜日は開館)
- ・蔵書点検期間及び年末年始 (12月29日～1月3日) は閉館

#### (4) 来庁者数

約1200人/日 (目安)

### 2. 公募内容

#### (1) 事業名称

大阪市西淀川区役所広告付き案内地図設置事業

#### (2) 設置内容

別紙1「大阪市西淀川区役所広告付き案内地図設置事業仕様書」のとおり

#### (3) 設置場所

大阪市西淀川区役所1階正面入口風除室内  
別紙2「レイアウト図」参照

#### (4) 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、広告付き案内地図の設置場所として使用する部分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可(以下「使用許可」という)を受けて使用します。

#### (5) 使用許可の期間

使用許可の期間は令和2年6月1日から令和3年3月31日までとします。ただし、当初許可の日から58か月を超えない範囲で年度ごとに更新することができます。更新しない場合は、許可期間終了の3か月前までに書面にて意思表示をしてください。更新する場合には、許可期間終了の30日前までに継続申請を書面で行っていただきます。（※本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。）

#### (6) 使用料

本市が定める最低使用料（月額税抜き、非公表）以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。なお、使用料は使用許可日からの負担とします。応募価格は、月額使用料（税抜き）を記入してください。また、月額使用料には、行政財産の目的外使用料（場所代）に広告料を加えた価格を記入してください（電気料相当額については、別途徴収しますので含まないでください）。

なお、使用料の納付は、使用許可期間分の使用料を本市が指定する期間までに全額前納するものとします。

### 3. 掲載できない広告

大阪市行政財産広告取扱規則第3条及び大阪市西淀川区行政財産広告掲出要領第2条及び第3条の規定に該当するもの

### 4. 応募資格

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

- (1) 広告代理業またはそれに準じる広告掲載に関する3年以上の業務実績があること。
- (2) 令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)本市入札参加有資格者名簿（業務委託）に業務種別「04：映画等制作・広告・催事、印刷 — 02：広告代行」に登録されていること。
- (3) 国税及び大阪市税の滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (6) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (8) 本市が実施した広告取扱事業者の公募において、入札（価格提案）後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- (9) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (10) 別紙「大阪市西淀川区役所広告付き案内地図設置事業仕様書」に記載の内容を遵守できること。

### 5. 応募申込手続等

#### (1) 応募申込

##### ① 公募要項掲載期間

令和2年3月17日（火）～令和2年4月14日（火）

##### ② 申込受付期間

令和2年4月3日（金）～令和2年4月10日（金）

午前9時から午後0時15分、午後1時～午後5時30分

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

③ 申込受付場所

大阪市西淀川区役所総務課(企画)

〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号(西淀川区役所5階)

電話 06-6478-9683

なお、事前に電話連絡のうえお持ちください。(郵送等不可)

(2) 申込みに必要な書類・部数

名称	様式	部数	内容
応募申込書	様式1	1部	所定の用紙に必要事項を記入
誓約書	様式2	1部	所定の用紙に必要事項を記入
現在事項全部証明書		1部	発行日から3か月以内のもの
印鑑証明書	各種証明書	1部	発行日から3か月以内のもの
納税証明書	各種証明書(発行日から3か月以内のもの)	1部	国税の未納の税額がないことの証明書の写し(納税証明書その3)及び市税(法人等の市民税、固定資産税・都市計画税(土地・家屋))の納税証明書の写し(平成30年度分)
会社概要・企画内容等	様式自由	1部	本要項「3-(1)」にかかる設置実績について記載したもの。(会社パンフレットなど事業内容が判断できるもの及び行政情報・広告掲載など機器設置にあたっての考え方、広告の規格、同種事例等の事業実績・広告料金など仕様書の内容を満たすと判断できるものなどを添付)
設置予定機器の仕様書	様式自由	1部	設置予定機器の仕様がわかるもの

(3) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接お持ちください。

(送付、電話、ファクシミリ、インターネットによる受付は行いません。)

6. 質疑書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和2年3月17日(火)～令和2年3月30日(月)

(2) 提出方法

質疑書(様式3)により、上記受付期間内に持参または電子メールにて提出してください。持参の際の受付時間は、平日の午前9時から午後0時15分、午後1時～午後5時30分です。

(提出先電子メールアドレス tk0011@city.osaka.lg.jp)

(3) 回答方法等

期限内に提出された質疑書に対する回答については、令和2年4月1日(水)(予定)に、大阪市西淀川区役所のホームページで公表します。ただし、質問がない場合は掲載しません。

## 7. 価格提案書の提出及び設置事業者の決定

### (1) 価格提案書の提出及び審査日時

提出：令和2年4月14日(火) 午後1時45分～午後2時00分

審査：令和2年4月14日(火) 午後2時00分～

### (2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市西淀川区役所 5階 大会議室1・2

### (3) 提出書類等(当日持参するもの)

価格提案書(様式4)

※代理人により代理人名で提案する場合は、委任状(様式5)を合わせて提出してください。

### (4) 価格提案書の投函方法

応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上(写しは不可)、封筒等には入れずに入札箱に投函してください。なお、応募は代理人名で代理人に行わせることができます。その際には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱へ投函してください。

### (5) 応募価格の表示

応募価格は、月額使用料(税抜き)を表示してください。

ただし、使用料決定にあたっては、価格提案書に記載された応募価格に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって使用料とします。

### (6) 価格提案書の書換え等の禁止

入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

### (7) 価格提案審査

ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締め切り後、直ちに応募資格者立会いのもとで行います。

イ 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。なお、価格提案審査の当日価格提案書を投函しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

### (8) 価格提案書の無効

- ① 最低使用料(月額税抜き、非公表)を下回る価格によるもの。
- ② 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ③ 指定の日時まで提出しなかったもの。
- ④ 応募資格者の記名押印がないもの。
- ⑤ 本市が交付した価格提案書を用いないでしたもの。
- ⑥ 同一価格提案審査について応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑦ 同一価格提案審査について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。

- ⑧ 同一価格提案審査について他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑪ 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」の記載のないもの。
- ⑫ 価格提案審査に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ⑬ その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する合計金額の最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

なお、設置予定事業者の決定には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続きの説明を行います。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

- ① 最高となるべき同額の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。
- ② 当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、その者の事業者名及び応募価格を、設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表します。

審査決定後の問い合わせに対しては、設置予定事業者名及び決定価格を回答するとともに、西淀川区役所のホームページに決定金額及び設置予定事業者名を掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

8. 設置予定事業者の手続き

- (1) 設置予定事業者決定後、細部について協議を行ったうえで、大阪市西淀川区役所広告掲出許可申請書等を提出していただきます。なお、許可等は応募申込書に記された名義で行います。
- (2) 本市の発行する納入通知書により、期日までに年間使用料を支払っていただきます。

9. 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不相当と認められる場合。

10. 必要経費の負担

- (1) 応募申込及び使用許可等の手続きに関する一切の費用については、応募申込者又は設置予定事業者の負担となります。
- (2) 電気を使用する際には、別途西淀川区役所が発行する納入通知書により電気使用料を納入期限までに納入していただきます（電気使用料は設置する機器の定格消費電力等により西淀川区役所で算定します）。
- (3) 設置にかかる費用、撤去費用、保守運営にかかる費用等一切の費用は設置事業者により負担していただきます。

11. その他

- (1) 応募者は、この公募要項、仕様書等を熟読してください。
- (2) 応募者は、使用事業予定者決定後において、この公募要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 支払われた使用料は返還しません。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとします。
- (4) 本要項に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度西淀川区役所と協議してください。

12. 本要項に関する問い合わせ先

担当：大阪市西淀川区役所 総務課(企画) 山本・正木  
住所：大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号（西淀川区役所5階）  
電話：（06）－6478－9683

設置までのスケジュール

公募要項の配布（令和2年3月17日）



質疑書の受付開始（令和2年3月17日）



質疑書の提出期限（令和2年3月30日）



質疑書の回答予定（令和2年4月1日）



応募申込書の受付開始（令和2年4月3日）



応募申込書の提出期限（令和2年4月10日）



価格提案審査・設置予定事業者の決定  
（令和2年4月14日）



使用許可申請の手続き



使用許可書の交付



使用許可の開始（令和2年6月1日）